

改正案	現行
<p>（特定運用資産）</p> <p>第四条 規則第四十八条第一項第四号及び第一百四十条第一項第四号に規定する金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 適格格付業者（金融庁長官が別に指定する者をいう。以下この項において同じ。）から格付を付与されていない無担保の債券（次に掲げるものを除く。）</p> <p>イ 適格格付業者から格付を付与されている者が発行した債券又は格付を付与されている者がその元本の償還及び利息の支払について保証（保証予約のうち、債権者たる保険会社が保証契約を成立させる意思の表示をした時から保証契約の効力を生ずるもの）を含む。以下同じ。）をした債券</p> <p>ロ～ニ（略）</p> <p>二 適格格付業者から格付を付与されておらず、かつ、上場会社等に該当しないものに対する無担保の貸付金（次に掲げるものを除く。）</p> <p>イ 指定格付機関から指定格付を付与されている者が発行した債券又は指定格付を付与されている者がその元本の償還及び利息の支払について保証（保証予約のうち、債権者たる保険会社が保証契約を成立させる意思の表示をした時から保証契約の効力を生ずるもの）を含む。以下同じ。）をした債券</p> <p>ロ～ニ（略）</p> <p>二 指定格付機関から指定格付を付与されておらず、かつ、上場会社等に該当しないものに対する無担保の貸付金（次に掲げるものを除く。）</p>	<p>（特定運用資産）</p> <p>第四条 規則第四十八条第一項第四号及び第一百四十条第一項第四号に規定する金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。以下同じ。）から指定格付（金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件（平成十九年金融庁告示第五十九号）第一条第五号に規定する指定格付をいう。以下同じ。）を付与されない無担保の債券（次に掲げるものを除く。）</p> <p>イ 指定格付機関から指定格付を付与されている者が発行した債券又は指定格付を付与されている者がその元本の償還及び利息の支払について保証（保証予約のうち、債権者たる保険会社が保証契約を成立させる意思の表示をした時から保証契約の効力を生ずるもの）を含む。以下同じ。）をした債券</p> <p>ロ～ニ（略）</p> <p>二 指定格付機関から指定格付を付与されておらず、かつ、上場会社等に該当しないものに対する無担保の貸付金（次に掲げるものを除く。）</p>

く。)

イ 適格格付業者から格付を付与されている者又は上場会社等が
保証をした貸付金

口 (略)

ハ 適格格付業者から格付を付与されている者又は上場会社等の
子会社（当該上場会社等がその総株主の議決権の百分の五十を
超える議決権を保有する会社をいう。）に対する貸付金

二二ト (略)

三 適格格付業者から格付を付与されておらず、かつ、上場会社等
に該当しないものに対する無担保の貸付有価証券（次に掲げるも
のを除く。）

イハ (略)

2
2
4 (略)

を除く。)

イ 指定格付機関から指定格付を付与されている者又は上場会社
等が保証をした貸付金

口 (略)

ハ 指定格付機関から指定格付を付与されている者又は上場会社
等の子会社（当該上場会社等がその総株主の議決権の百分の五
十を超える議決権を保有する会社をいう。）に対する貸付金

二二ト (略)

三 指定格付機関から指定格付を付与されておらず、かつ、上場会
社等に該当しないものに対する無担保の貸付有価証券（次に掲げ
るもの）を除く。)

イハ (略)

2
2
4 (略)

改 正 案	現 行
<p>（財務再保険）</p> <p>第一条 保険業法施行規則（以下「規則」といへ。）第七十一条第二項に規定する金融庁長官が定める再保険は、保険会社が保険契約を再保険に付した場合において、当該再保険に付した部分に係るすべてのリスクを移転することを約し、当該再保険に付した部分に係る保険契約から当該再保険に付した後に発生することが見込まれる収益（以下この項において「将来収益」といへ。）を出再保険受入手数料（受再保険会社（再保険を引き受けた保険会社をいう。以下同じ。）が元受保険会社（保険契約を再保険に付す保険会社をいへ。以下同じ。）に支払う、当該再保険に付した保険契約の集団（以下「Jの項において「出再保険群団」といへ。）に係る将来収益を基に計算した手数料をいへ。以下この条において同じ。）としてあらかじめ收受する再保険であつて、次に掲げるすべての要件に該当するものをいへ。</p> <p>一 受再保険会社が、国内及び海外の監督当局から再保険に係る事業免許を付与された保険会社であつて、適格格付業者（金融庁長官が別に指定する者をいへ。）からのA A - 又はA a 3 の格付以上の格付を付与されている保険会社であるJと。</p>	<p>（財務再保険）</p> <p>第一条 保険業法施行規則（以下「規則」といへ。）第七十一条第二項に規定する金融庁長官が定める再保険は、保険会社が保険契約を再保険に付した場合において、当該再保険に付した部分に係るすべてのリスクを移転することを約し、当該再保険に付した部分に係る保険契約から当該再保険に付した後に発生することが見込まれる収益（以下この項において「将来収益」といへ。）を出再保険受入手数料（受再保険会社（再保険を引き受けた保険会社をいう。以下同じ。）が元受保険会社（保険契約を再保険に付す保険会社をいへ。以下同じ。）に支払う、当該再保険に付した保険契約の集団（以下「Jの項において「出再保険群団」といへ。）に係る将来収益を基に計算した手数料をいへ。以下この条において同じ。）としてあらかじめ收受する再保険であつて、次に掲げるすべての要件に該当するものをいへ。</p> <p>一 受再保険会社が、国内及び海外の監督当局から再保険に係る事業免許を付与された保険会社であつて、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する指定格付機関からのA A - 又はA a 3 の格付以上の格付を付与されている保険会社であるJと。</p>

2
二
七
(略)

2
二
七
(略)

保険業法施行規則第八十六条第一項第一号から第七号まで、第八十七条第一号から第三号まで、第一百六十二条第一号から第二号まで及び第百九十条第一項第一号から第七号までの規定に基づき、保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部を改正する件（平成二十一年金融庁告示第四十八号）

改 正 案	現 行
別表第八から別表第十一までを次のように改める。 別表第八（略） 別表第九 (表略) 備考 1・～3・（略） 4・格付は、 <u>適格格付業者</u> （金融庁長官が別に指定する者をいう。以下同じ。）によるものとする。	別表第八から別表第十一までを次のように改める。 別表第八（略） 別表第九 (表略) 備考 1・～3・（略） 4・格付は、 <u>企業内容等の開示に関する内閣府令</u> （昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十三号の二に規定する <u>指定格付機関</u> によるものとする。
5・金融保証の再保険取引の格付については、元受会社から入手した格付及び元受会社の社内格付（ <u>適格格付業者</u> の格付がない場合に限り、）を使用することができる。	5・金融保証の再保険取引の格付については、元受会社から入手した格付及び元受会社の社内格付（ <u>指定格付機関</u> の格付がない場合に限り、）を使用することができる。
6・リスク対象資産が複数の <u>適格格付業者</u> から格付を受けている場合であつて、それらの格付により判定したランクに応じてリスク係数が異なるときは、最も小さいリスク係数から数えて一番目に小さいリスク係数を用いるものとする。ただし、最も小さいリスク係数が複数の <u>適格格付業者</u> の格付に対応するものであるときは、当該最も	6・リスク対象資産が複数の <u>指定格付機関</u> から格付を受けている場合であつて、それらの格付により判定したランクに応じてリスク係数が異なるときは、最も小さいリスク係数から数えて一番目に小さいリスク係数を用いるものとする。ただし、最も小さいリスク係数が複数の <u>指定格付機関</u> の格付に対応するものであるときは、当該最も

小さいリスク係数を用いるものとする。

7 . (略)

別表第十～別表第十二 (略)

小さいリスク係数を用いるものとする。

7 . (略)

別表第十～別表第十二 (略)